

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 10 日

動物医薬品検査所 御中

消 費 ・ 安 全 局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。

写

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 10 日

別記 1 各都道府県畜産主務課 御中

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 66 号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

- ・ 別表第一に「酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準を新たに設定した。

2 施行期日

令和 8 年 9 月 10 日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- ・ 酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤
販売名：タイラン水溶散（エランコジャパン株式会社）
効能又は効果：みつばち：アメリカ腐蛆病の予防

(別記1)

北海道	農政部	生産振興局	畜産振興課
青森県	農林水産部	畜産課	
岩手県	農林水産部	畜産課	
宮城県	農政部	家畜防疫対策室	衛生安全班
秋田県	農林水産部	畜産振興課	
山形県	農林水産部	畜産振興課	
福島県	農林水産部	生産流通総室	畜産課
茨城県	農林水産部	畜産課	
栃木県	農政部	畜産振興課	
群馬県	農政部	農政課	
埼玉県	農林部	畜産安全課	
千葉県	農林水産部	畜産課	
東京都	産業労働局	農林水産部	食料安全課
神奈川県	環境農政局	農水産部	畜産課
新潟県	農林水産部	畜産課	
富山県	農林水産部	農産食品課	
石川県	農林水産部	畜産振興・防疫対策課	
福井県	農林水産部	中山間農業・畜産課	
山梨県	農政部	畜産課	
長野県	農政部	園芸畜産課	
岐阜県	農政部	家畜防疫対策課	
静岡県	経済産業部	畜産振興課	
愛知県	農業水産局	畜産課	
三重県	農林水産部	家畜防疫対策課	
滋賀県	農政水産部	畜産課	
京都府	農林水産部	農林水産部	畜産課
大阪府	環境農林水産部	動物愛護畜産課	
兵庫県	農林水産部	畜産課	
奈良県	食農部	畜産課	
和歌山県	農林水産部	農業生産局	畜産課
鳥取県	農林水産部	畜産振興局	家畜防疫課
島根県	農林水産部	畜産課	
岡山県	農林水産部	畜産課	
広島県	農林水産局	畜産課	
山口県	農林水産部	畜産振興課	
徳島県	農林水産部	畜産振興課	

香川県	農政水産部	畜産課	
愛媛県	農林水産部	農業振興局	畜産課
高知県	農業振興部	畜産振興課	
福岡県	農林水産部	畜産課	
佐賀県	農林水産部	畜産課	
長崎県	農林部	畜産課	
熊本県	農林水産部	生産経営局	畜産課
大分県	農林水産部	畜産振興課	
宮崎県	農政水産部	畜産局	家畜防疫対策課
鹿児島県	農政部	家畜防疫対策課	
沖縄県	農林水産部	畜産課	

○農林水産省令第六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

必 出 産				必 出 産			
別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セフロキシム ナトリウムを 有効成分とす る乳房注入剤	(略)	(略)	(略)	セフロキシム ナトリウムを 有効成分とす る乳房注入剤	(略)	(略)	(略)
<u>酒石酸タイロ シンを有効成 分とする飼料 添加剤</u>	<u>蜜蜂</u>	<u>7 日量として</u> <u>蜜蜂の成虫 1</u> <u>万 匹 当 た り</u> <u>50mg（力価）</u> <u>以下で、かつ</u> <u>、育児箱（当</u> <u>該育児箱内及</u> <u>びその継箱内</u> <u>に食用に供す</u> <u>る蜂蜜及びそ</u> <u>の他の生産物</u> <u>を貯蔵してい</u> <u>るものを除く</u> <u>。以下この欄</u> <u>において同じ</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>。) 1 箱 当 た り 200mg (力 価) 以 下 の 量 を 、 粉 糖 1 g 当 た り 10mg (力 価) と な る よ う に 混 じ て 育 児 箱 の 上 か ら 散 布 し て 経 口 投 与 す る こ と 、 又 は 7 日 量 と し て 蜜 蜂 の 育 児 箱 1 箱 当 た り 200mg (力 価) 以 下 の 量 を 250 g の 代 用 花 粉 (飼 料 に 砂 糖 及 び 水 を 混 じ た も の を い う 。) に 混 じ て 経 口 投 与 す る こ と 。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ～ 20 (略)

21 「育児箱」とは、蜜蜂を飼育するための巣箱をいい、複数の
巣箱を重ねて使用する場合には、最下段の巣箱をいう

(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ～ 20 (略)
(新設)



附 則

この省令は、公布の日から施行する。